

予算決算委員会厚生分科会記録

1 日 時 令和3年6月23日（水曜日）

開 会	午前 9時59分
休 憩	午前10時12分
再 開	午前10時24分
休 憩	午前10時49分
再 開	午後 1時09分
休 憩	午後 1時23分
再 開	午後 2時18分
閉 会	午後 2時50分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 10人

分科会長	成 田 光 雄
分科会副会長	松 井 桂 将
委 員	金 岡 貴 裕
//	藤 田 克 樹
//	吉 田 修
//	久 保 大 憲
//	江 西 照 康
//	東 篤
//	橋 本 雅 雄
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	樋上 義伸
管理部長	砂田 友和
管理部次長	藤沢 晃
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	山本 忠夫
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	野村 学
経営管理課主幹（調整担当）	開澤 聡

【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
理事（部次長）	高畠 利明
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
保健所長	瀧波 賢治
参事（保健所次長）	堀田 英樹
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	東 覚
指導監査課長	耕作 優
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	片山 正和
保険年金課長	長森 貴弘
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
保健所地域健康課長	卜蔵 雄治
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	谷澤 隆

【こども家庭部】

部長	大沢 一貴
部次長	古川 安代
こども支援課長	沢井 誠
こども保育課長	竹内 孝
こども福祉課長	本郷 由佳
こども健康課長	酒井 敦子
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（放課後児童健全育成事業・調整担当）	温井 信之

【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	越野 伸二
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	渡辺 正信
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	荒井 敦志
八尾行政サービスセンター所長	桐溪 修一
婦中行政サービスセンター所長	毛呂 知昭
参事（市民課長）	川越 直樹
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山 尚英
市民生活相談課長	森川 知俊
生活安全交通課長	小善 誠
男女参画・市民協働課長	高田 まどか
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
市民生活相談課主幹（調整担当）	栗山 朋子

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	金井 沙織
議事調査課主査	中村 千里
議事調査課主事	木戸 雅人

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和3年6月定例会の予算決算委員会厚生分科会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

〔傍聴の申込み（1名）について許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に橋本委員、柝山委員を指名いたします。

各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、病院事業局所管分に入ります。

報告第23号 債権放棄報告の件中、病院事業局所管分

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

病院事業管理者　〔挨拶〕

医事課長　〔議案書により説明〕

分科会長　これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

久保委員　債権放棄について、比較のため昨年度の数値をお伺いします。

医事課長　昨年度は108件で、1,155万2,945円です。

久保委員　債権放棄の事由のうち時効経過は、しっかりと債務者と共有していれば、時効経過にならなくて済むのではないかと思うのですが、時効を迎えた主な理由というのはどういうものなんでしょうか。

医事課長　時効経過についてですが、債務者とはいろいろと折衝を重ねてきました。対策として、専門の職員が臨戸訪問や、電話催促など、いろいろと接触はされていたのですが、払う見込みがなく、時効を援用する見込みがありましたので、時効経過といたしました。

久保委員 これは大切なお金ですから、時効を停止したりとか、少額でも払っていただくことで時効の期間を延ばすとか、そういう努力はされていないのですか。

医事課長 この案件については、皆さんいろいろと諸事情がございますので、払えない場合は分納相談などといった対応をいたしております。

久保委員 分納していれば時効経過は迎えないわけですよね。

（「分納して、それからまた……。 」と発言する者あり）

久保委員 そこからまた時効までの期間が延びるわけですから、本人がいる場合は、例えば生活保護になったとか、破産した、行方不明になったということ以外であれば、本来はそもそも時効を迎えることはないのではないかと思うのですけれども、今の話だと取組の成果がよく見えません。

管理部長 委員がおっしゃることについては、そのとおりだという部分は十分ございます。
それで、この債権放棄の事由は条例に基づい

て分類分けをしております、先ほど課長が申しましたように、囑託のベテラン職員による臨戸訪問を定期的に行うほか、職員による定期的な電話催告も行っております。

債務者の方々にとっては、経済的問題ですとか、いろいろな事情があるにせよ、債権ですから、こちらはとにかく払っていただくように努力してきたところではあります、なかなか債権だからといって全てお支払いいただける状況にはなく、それぞれ債務者の方々に寄り添いながら、納めていただくような努力をしてきている状況でございます。

久保委員

この辺でとどめますけれども、ただ、例えば財務部では、税の徴収のときにしっかりと公平性を担保するために、時効を迎えないような取組を既に必死にやっておられます。そういった取組と比較して病院事業の債権放棄を簡単に考えていただきたくないと思いますので、そこに関しては財務部の取組などもしっかりと参考にさせていただいて、今後、時効経過で債権放棄する件数が少しでも減るように努力をしていっていただきたいと思います。

江西委員

すみません、ちょっと関連するのですがけれども一私は対策についてはもう仕方ないとは思

うのですが、例えば病院が訴訟を起こしたということは過去に全くないものなのでしょうか。

管理部長

過去の状況は少し分かりかねる部分がございますけれども、御承知のように、富山市民病院の債権は、いわゆる公債権ではなくて私債権ということで、どちらかというに一表現が難しいところですが、いわゆる契約に基づいてお支払いいただくということでございます。今申しましたように、私債権である以上、法的に強制的に執行できないということになりつつも、私どもも当然法的なことを考えていないわけではありません。そのためには、まず私債権という前提で法的な対策をしっかりと練った上で裁判所をお願いする形を取らないと、なかなか一步踏み込むことができないような性質のものもございます。

ですから、先ほど久保委員もおっしゃったような部分も踏まえて、今後はやはりそういったことも1つの選択肢といいますか、相手方の状況を見た上でそういうことにもしっかりと対応していかなければいけないのかなと。市役所の中には法務指導監もおりますから、債権管理対策課と情報交換をしながら、どのような対応が望ましいのかということをもた

研究してまいりたいと思います。

江西委員　私はそういうことをすべきだと言ったのではなくて、そのスタンス一病院というのはやっぱり福祉の先端的な事業をされているので、そういうスタンスなのかなということを少し確認したかっただけです。

藤田委員　基本的な質問になるかもしれませんが。第1号の時効経過と第4号の行方不明等の違いについて教えていただけますか。

医事課長　先ほど申しましたように、時効経過は債権の時効が成立したもので、行方不明等については、債務者が失踪、行方不明、それに準じた事情一例えば死亡ですとか、相続する方が誰も払わないといったものになります。

藤田委員　行方不明というのは、こういった条件で分類されるのでしょうか。

医事課長　住所を保険証で確認するのですけれども、例えば保険証を持っておられなくて、住所として書いたところに行くと誰もいなかったりですとか、そういったものがあります。

藤田委員 その先は調査されないのでしょうか。

医事課長 現地に行って確認しますけれども、結局、間違った住所ですと、見つける手だてがなくなります。

分科会長 ほかにはないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
以上で、厚生分科会病院事業局所管分を終了いたします。

午前10時12分 休憩

~~~~~

午前10時24分 再開

分科会長       これより、厚生分科会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。  
議案第136号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費、  
議案第167号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出全部、

以上２件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

福祉政策課長 〔議案第１３６号中  
新型コロナウイルス感染症対策基金費について、  
議案概要書により説明〕

生活支援課長 〔議案第１３６号中  
福祉奨学基金費について、  
議案第１６７号中  
生活困窮者自立支援事業について、  
議案概要書（追加提出分）及び議案説明資料  
（追加提出分）により説明〕

障害福祉課長 〔議案第１３６号中  
心身障害者福祉推進事業費について、  
議案説明資料により説明〕

地域健康課長 〔議案第１３６号中  
新型コロナウイルスワクチン接種事業について、  
議案第１６７号中  
診療時間外・休日のワクチン接種会場への医

療従事者派遣の支援について、  
議案説明資料（追加提出分）及び議案説明資料（追加提出分）により説明]

保健予防課長 〔議案第136号中  
新型コロナウイルス感染症対策等事業について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

東委員 議案説明資料（追加提出分）の2ページ目、  
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給についてですが、さらなる貸付け  
を利用できない生活困窮世帯に対して新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を  
支給するという事業で、このコロナ禍において本当に生活に困っている方々に対してぜひ  
とも必要な事業と認識をしております。  
支給期間が本年7月以降の申請月から3か月  
ということで、申請漏れを防ぐことが必要だ  
と思うのですが、申請漏れの対策についてどう  
考えているのかお伺いします。

生活支援課長 まず、対象者世帯の把握についてですが、社

会福祉協議会のほうから、対象者世帯の基本的な情報が後ほど提供される予定となっております。

それで大部分はカバーできるのですが、事情によって再貸付けを受けられなかったとか、決定されなかったというような世帯もございます。そういった世帯につきましては一それほど数は多くないという話を事前に聞いておりますが一電話なり窓口に来ていただいた上で、実際に対象になるのか判断する形になると思います。

東委員

そういう網から漏れていくような環境の方というのは本当になかなかお会いできないということもあると思います。ぜひとも市としてしっかりと申請が整うように、漏れがなく支給されるようにしていただきたいと思います。

久保委員

議案説明資料の3ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業の(3)のウ、予約・相談体制に係る業務のところ、現状、平日は予約・相談センターを開設されているのだと思いますが、この相談受付の時間は何時から何時まででしょうか。

地域健康課長

9時から17時まででございます。

久保委員 17時を過ぎると電話は全くつながらない状態になるのですか。

地域健康課長 17時を過ぎるとつながらない状態でございます。

久保委員 せっかく拡充するのであれば一会社等で勤務されている方は9時から17時までには勤務時間中ですので、せめて1時間か2時間一休日にやるのは当然なのですが、やはり仕事をしながらでも相談、予約の受付ができる体制というものをしっかりと検討していただきたいなど。仕事が終わって電話しようと思ったら一切つながらないというような環境だという声を市民の方から聞きますので、ここについては、この補正予算の範囲なのか、今後の対応として終了時間をずらせるのか。ここは再度、検討していただきたいと。これは要望にしておきます。

もう1点。議案説明資料4ページ、新型コロナウイルス感染症対策等事業で一般財源が1億2,200万円余り使われていますが、これは(3)補正の内容の中で言うとどこに使われているのか説明をお願いします。

保健予防課長 財源に国庫負担金として国の負担金が入って

おります。

検査に係るものとしまして、PCR検査に関する費用である、ア、PCR検査委託料等とイ、②PCR検査（保険適用分）公費負担分につきましては2分の1が国の負担になりまして、イ、①患者入院費の公費負担分に関しましては4分の3が国の負担となります。

吉田委員

議案説明資料3ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業の（3）補正の内容のエ、住民への周知、広報に係る業務の関係で、私は富山市のホームページや新型コロナウイルスワクチン接種特設サイトを毎日見ているのですが、市民目線から言うとなかなか分かりにくいです。特設サイトで「富山市は今ここ！！」という表示がありますよね。これは現在7月の中旬までしか表示されていなくて、その後どうなるのかというあたりも、やっぱり全体のスケジュールといえますか、若い人も含めて、もう少し周知していただきたいなど。金沢市のホームページは非常に分かりやすい。年齢別に、そして、11月までの方向性が出ているということで、ぜひこの辺も研究いただきたいと。これは要望であります。

分科会長

ほかにはないようですので、これをもって議案

の質疑を終結いたします。

これより、議案第136号中福祉保健部所管分、議案第167号中歳出全部、以上2件を一括して意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

意見の表明なしと認めます。

以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第18号 令和2年度富山市繰越明許費繰越計算書、第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、報告第23号 債権放棄報告の件中、福祉保健部所管分、

以上2件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

福祉保健部次長

〔議案書により説明〕

分科会長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕



分科会長        ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分を終了  
いたします。

午前 10 時 49 分    休憩

~~~~~

午後 1 時 09 分 再開

分科会長 ただいまから、厚生分科会を再開いたします。
議案審査を始める前に、マスクで声が通りに
くくなっていますので、皆さん大きな声での
発言をよろしくお願いいたします。
これより、こども家庭部所管分の議案の審査
を行います。
議案第 136 号 令和 3 年度富山市一般会計
補正予算（第 2 号）、第 1 条歳入歳出予算の
補正、歳出第 3 款民生費中、こども家庭部所
管分
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども福祉課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

東委員 議案説明資料2ページ、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業について、(3)事業内容の②の場合、説明にありましたとおり申請が必要とのことですが、そうであればせつかくの支給事業ですから、市としてしっかりと対策を立てて、申請漏れを防がなければならないと思います。特に所得が急変したことや、低いということはどうやって調べるのかなどについては、なかなか本人たちはできる環境にはないと思うので、そういう援助を市として行うことも必要だと思います。その辺に対する考え方をお聞かせください。

こども福祉課長 周知につきましては、まずは市広報で、1回に限らず、今後何度か周知する予定でございます。あと、市のホームページでの周知ですとか、地区センターにリーフレットを配布して、目にしていただけるような体制を取る予定でございます。
対象児童が高校生のみのお世帯については、各家庭に届くよう、県から高校にリーフレット

を配布していただく予定でございます。

児童手当に関しては、中学生までのお子さんがいらっしゃる世帯には、基本的には情報が行くことになっており、今年の秋ぐらいに支払通知書をお送りする際に、漏れがないかを確認するメッセージを入れることで、漏れがないようにしたいと考えております。

東委員

しっかりとやっていただきたいと思います。対象児童が高校生のみ在世帯にも家庭用にリーフレットを出していくようですけれども、そういう家庭の保護者というのは、やはり仕事に追われていたり、仕事を探していたり、本当にそういうものを見るのかどうかということもあると思います。もし可能なら高校とも連携を取って、子どもが急に何か一服の洗濯が十分でないとか、いろいろ変化も見られると思うので、可能な限り情報も得ながらしっかりと取り組んでいただきたいと思います。これは要望です。

藤田委員

議案説明資料2ページ、(3)事業内容の②のイの部分になります。住民税均等割が非課税である者と同様の事情とありますが、この事情を認めるときの具体的な条件といたしますか、数字等はございます

か。

こども福祉課長 具体的な認定の方法につきましては、1か月分の給与明細なり、何かを示していただいて、その12か月分というふうに計算します。それで年収を割り出して、その年収が一例えば扶養状況によっても控除の額が違いますので、そこに照らし合わせます。課税であっても、とにかく1か月だけがぐんと減っているような状況があればそれを示していただいて、年収を計算して、比較し、認定するというものでございます。

藤田委員 そういった条件にある方は、見込みの対象世帯数の3,450世帯のうち、どれくらいだと見込んでおられますでしょうか。

こども福祉課長 この3,450世帯のうち、(3)の①の支給対象者についてはこちらで数をほぼ把握しているのですが、委員のおっしゃるように、(3)の②の支給対象者につきましては、想定であって、未定のものでございます。これについては、国が全国の市町村に対して、新型コロナウイルス感染症の影響による世帯年収の状況などについて聞き取り調査をされたということで、それを基に国のほうで「富

山市は何名です」という数字をある程度はじき出していただいております。今回は、その数字をもって想定して予算づけをさせていただいたところでございます。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第136号中こども家庭部所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第18号 令和2年度富山市繰越明許費繰越計算書、第3款民生費中、こども家庭部所管分、第4款衛生費中、こども家庭部所管分
を議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども保育課長 〔報告第18号中
私立保育所等補助事業費について、

議案書により説明]

こども福祉課長 [報告第18号中
母子等福祉事業費について、
議案書により説明]

こども健康課長 [報告第18号中
不妊治療費等助成事業費について、
議案書により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
以上で、厚生分科会こども家庭部所管分を終
了いたします。

午後 1時23分 休憩

~~~~~

午後 2時18分 再開

分科会長       これより、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第136号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第3款民生費中、市民生活部所管分を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長   〔挨拶〕

市民生活相談課長   〔議案第136号中

朝日地区センター空調設備更新について、  
八尾ふらっと館空調設備更新について、  
コミュニティ助成事業補助金について、  
議案説明資料により説明〕

生活安全交通課長   〔議案第136号中

自転車損害賠償責任保険加入促進事業について、  
て、  
議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長   〔議案第136号中

体育施設管理運営事業について、  
体育施設整備事業について、  
議案説明資料により説明〕

大沢野行政サービスセンター所長 〔議案第136号中  
大沢野行政サービスセンター庁舎車庫修繕について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありますか。

金岡委員 議案説明資料6ページ、体育施設管理運営事業の(1)総合体育館自動券売機メニュー追加業務委託の件につきまして、先日、富山市総合体育館の券売機を見させていただきました。券売機は2台あると思うのですが一2台ともにこのメニューを追加するというのでいいと思うのですけれども一この券売機のメニューを追加するのに75万円というのは少し高額のような感じがするのですけれども、これは適正な金額なのでしょうか。

スポーツ健康課長 券売機を2つ見られたということですが、タッチパネル式の券売機のほうは画面のレイアウト変更も必要になります。あと、お金を扱うということで、お金の集計表というものも作成します。これはプログラム改修になりまして、それに基づいて業者から見積りを取った上で、この額で補正させていただくという



ことでございます。

金岡委員      そうしたら、このメニュー追加という業務だけではなくて、全体としてシステム改修というか、これ以外に何かの機能を拡充されたということですか。

スポーツ健康課長      機能の拡充はしておりません。タッチパネル画面のレイアウトはそもそもプログラムでつくられていますので、メニューを1つ、2つ追加するときには画面のレイアウトプログラムをまず更新しなければいけないということと、もともとお金を集計するシステムがございませぬけれども、エクセルの表で言うと2行追加するというようなことを内部のプログラムでプラスしなければいけないということで見積りをしてあります。

藤田委員      この券売機ですけれども、メニューを追加することを前提としていないのでしょうか。

スポーツ健康課長      プログラム改修をして追加できるということで、予備の場所というのはつくっていない状態かと思っております。

藤田委員      メニューの追加には必ずこれくらいの費用が

かかるという認識で合っていますか。

スポーツ健康課長 そのとおりだと思います。

橋本委員 議案説明資料5ページ、自転車損害賠償責任保険加入促進事業についてですが、これは自転車の保険の加入促進のために行う事業だと思うのです。例えば自動車の保険だとか、火災保険などにつく日常生活賠償特約といったものでも自転車の保険の代わりにするというか、自転車で人に危害を加えたりしたら当然その対象になると。そういった火災保険なども対象に入ってくるのでしょうか。

生活安全交通課長 委員がおっしゃるとおり、そういった保険も対象となっております。  
それ以外でも、民間の保険会社の自転車に特化した保険も対象としております。

橋本委員 そうすると、例えば、自動車の保険に日常生活賠償特約をつけたと。その証明は保険証券なりで確認するというのでしょうか。

生活安全交通課長 そのとおりです。  
実際に自動車保険なり火災保険に追加してそういった特約をつける場合には、それだけの

金額を上乗せしての加入という形になり、証券にもそういったものが現れてくると思っておりますので、そちらを添付していただいて、申請書と一緒に出していただく形になります。

橋本委員

例えばこういう保険だと、一家に1つだけかける場合がありますよね。要するに、例えば私が保険に入っていて、日常生活賠償特約をつけたと。そうすると、例えば65歳以上の母親なり父親も対象になり、子どもも対象になる。この場合、この事業は小・中・高校生及び65歳以上の運転免許自主返納者が対象だと書いてあるけれども、契約者や契約主体が対象者に該当しない場合でも大丈夫ということですか。

生活安全交通課長

あくまでも保険の加入者は、お子さんの例で言いますと恐らく保護者の方になりますし、御高齢の方でしたらその息子さんなどになる可能性もあると思うのですけれども、そういった附帯特約で家族全員を網羅しているようなものでしたら対象とさせていただこうと思います。

橋本委員

結構いろいろと対象になるということが分かりましたが、補助額500円はどうやって支

払われるのでしょうか。

生活安全交通課長 そちらは、申請書を出していただいた方々に振込先を記入していただきまして、一件一件振込をするような形で考えております。

江西委員 今回の内容に関連する質問なのですが、日常生活賠償と言いましたが、要は個人の賠償に関わるわけですよね。本来、この自転車損害賠償責任保険という保険はないと思います。そういうネーミングで、愛称をつけている保険はあるかもしれませんが、根本は個人賠償責任保険だと思うのです。

先ほど家族の方を附帯した場合と言ったけれども、法律上、個人の賠償責任の範囲内に家族が全部入ってくるわけですね。だから、例えば橋本 雅雄さんが個人で保険に入ったら、何もされなくても、同居の親族は本来全員が被保険者になるものですから、被保険者の証明とその契約者の証明というのは非常に厄介だと思うのです。

今の生活安全交通課長の答弁を聞いていると、本当にその保険の中身を理解されているのかどうか少し心配になったので、それをうまく判別する議論というか、何かこれから勉強される予定なのかをまずお聞きしたいと思いま

す。

生活安全交通課長 実際には住基ネットのようなものを使いまして、御家族だということを確認させていただいた後に、対象者であることを確認するというようなことを考えております。

附帯特約の申請の際に、御家族の名前を記載されているのかということも保険会社のほうに聞いたのですけれども、そういった家族の方を記載するようなものはないとおっしゃいましたので、実際には住基ネットを使って御家族だということを確認していくしかないのかなと考えております。

江西委員 保険会社の言う、いわゆる同居の親族というのは、住民票とは関係なく、実際に同居しているかどうかというところを見ていると思うのです。だから、本当の判別で考えると一住民票だとか、そういったもので同居を見るのかもしれないけれども、保険の有無というのはそれとはちょっと違うのではないかなと思うところが1点あります。

また、振込だということなのですが、振込手数料は予算のどこに一アの補正額の中に入っているという前提でしょうか。

生活安全交通課長 振込手数料に関しては、この事業の予算の中には入ってはおりません。

江西委員 では、どこに入っているのでしょうか。

市民生活部長 全市的ないろいろな業務の中での振込に関しては、主に個別の予算には計上していない形になっておりますので、全体としての会計処理の中にその振込手数料もあるという理解かと思っています。

江西委員 となると、補助金が800万3,000円なので、1万6,006人分ですか。人数がすごく多いと思うのですが、これを全て単年度で支払う予算だと認識してよろしいのでしょうか。

生活安全交通課長 単年度で1万6,000人余りという形になります。

久保委員 関連して、補助対象者は小・中・高校生及び65歳以上の運転免許証自主返納者で、補助額は年額1人500円と。先ほど言われたように、同一世帯が全員対象になるということであれば一子どもが3人いて、65歳の運転免許証自主返納者が1人いる場合、その世帯

に2,000円が振り込まれるという考え方になるのですか。

生活安全交通課長 委員がおっしゃるとおりになります。

吉田委員 時限的というのは、1年限りということですか。

生活安全交通課長 概ね3年程度を予定しております。

東委員 議案説明資料2ページと3ページ、朝日地区センターと八尾ふらっと館の空調設備更新の件なのですが、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が財源ということですか。

多分、国庫支出金は使用範囲が広く、いろいろなものに使っていいという内容のものだと思うのですが、空調の更新ということであれば、あえてこの新型コロナウイルス感染症に関する国からのお金を使わなくても、別の財源を使って一この交付金は、例えば生活困窮者や小売業者への助成、ワクチン接種というような、新型コロナウイルス感染症に関するものにしっかりと使ったほうが見栄えがいいというか、正当だと思うのです。

この空調の更新に関して、なぜ新型コロナウ

イルス感染症対応地方創生臨時交付金を使うことになったのか、経緯からお伺いします。

市民生活相談課長 まず、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、財政課のほうから、自治体にとって非常に有利な交付金があるということで私どもに紹介いただいております。

この中身につきましては、まずは大項目、中項目—いろいろとございますが、大項目の中の感染拡大防止、中項目の3密防止、感染機会の削減、地域の命を守る、小項目の22番目に社会生活維持関連事業者の換気システム設置応援事業とございます。感染拡大防止の観点から、こういう公共施設の換気設備、冷暖房の対応強化のための経費にはこの交付金が充てられるということで、この財源を選んだものと考えております。

東委員 理屈づけはよく分かりました。

ただ、一般的な感覚として、たまたま今はコロナ禍でこの交付金があるから使ったのだろうと思いますけれども、なかったらなかったで別のところから予算を持ってきてでも空調の設備更新をする必要があったので、そうになっていたのだろうと……。取りあえず分かり



ました。

藤田委員 議案説明資料 8 ページ、体育施設整備事業についてお伺いいたします。

八尾スポーツアリーナと婦中スポーツプラザの照明のLED化の事業なのですが、八尾スポーツアリーナで何基、婦中スポーツプラザで何基交換されるのでしょうか。

スポーツ健康課長 八尾スポーツアリーナについては、水銀灯 80 個です。婦中スポーツプラザについては、照明 36 個です。

藤田委員 1 個当たりの金額が結構高額かなと思います。高額なのですが、恐らくLED化することによって改修後の経費が下がることが見込まれていると思っています。

そういったところで、省エネの改修を行うときにESCO事業というものがあるのですが、そういったことは検討されましたか。

スポーツ健康課長 ESCO事業の仕組みというのは、省エネ改修をして、経費節減になった分で工事費を補填していくというか、支払いをしていくというようなものになっているのですが、以前、スポーツ健康課でも体育文化センター

で導入しております。

そのときに、照明のLED化だけでは元が取れないというようなことが計算上、出てきていましたので、あえてここで改めて計算というのはしておりませんが、恐らくというか、確実にそれだけではESCO事業としては成り立たないということが考えられます。

藤田委員 成り立つとか成り立たないとか、その損益の分岐点というものがあるかと思うのですけれども、そういったところをもう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

スポーツ健康課長 まず、具体的にはお金のことになりますけれども、例えば体育文化センターでしたら、年間400万円ほど削減でき、15年で返済できるというような仕組みになっていました。今回はLED化したとしても恐らく一LED化したら大体どのくらい削減できるかということは見えてくるのですけれども一工事費で考えて計算すると、返済に35年から40年かかります。また、その間にLED照明の耐用年数が来てしまいます。ESCO事業は基本、事業者に入ってもらえるのですけれども、事業者がやっぱり手を挙げない、そういう要因になっているのかと思います。

藤田委員

ちょっとまだ計算が追いつかないのですけれども、35年間かかる場合、八尾スポーツアリーナですと大体年間2,600万円ですので、水銀灯からLEDに替えたことによって、年間で100万円以下ぐらいしか経費の削減ができないという認識です。

体育文化センターは、恐らく今の削減分よりもLED化によって削減された分が工事業費として15年で回収できると。今回の八尾スポーツアリーナと、先ほどお話しにあった体育文化センターとの差がちょっとぴんとこないなので、説明をお願いいたします。

スポーツ健康課長

体育文化センターのお話なのですけれども、400万円削減できたというのは、LED化とボイラー—熱源ボイラーがもともとガスボイラーだったものを電気に替えたと、そういう大きな工事もしてまして、そこでやっぱり削減効果が非常に大きかったということで、先ほどの計算となっております。

なので、LED化だけではなくて、そのほかに空調の工事といったものを足さないと、1施設だけではなかなかESCO事業は成立しないというようなことになっています。

藤田委員

最後に、体育文化センターのESCO事業者

はどちらの事業所だったのでしょうか。

スポーツ健康課長 北陸電力関連のグループ会社でございます。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第136号中市民生活部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第18号 令和2年度富山市繰越明許費繰越計算書、第2款総務費中、市民生活部所管分

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部次長 〔報告第18号中

行政サービスセンター費について、

中核型地区センター費について、

議案書により説明〕

市民生活相談課長 〔報告第18号中  
地区センター費について、  
地区コミュニティセンター管理運営費につい  
て、  
大久保ふれあいセンター管理運営費について、  
八尾コミュニティセンター管理運営費につい  
て、  
新生児特別定額給付金事業費について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会市民生活部所管分を終了  
いたします。  
これで、6月定例会の当分科会に送付されま  
した全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
分科会長報告については、正・副分科会長に  
御一任願いたいと思っておりますが、いかがでしょ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和3年6月定例会の予算決算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和3年6月定例会  
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 成 田 光 雄

署名委員 橋 本 雅 雄

署名委員 柞 山 数 男